令和８年１１月２４日
担当課名：経営戦略部契約検査課
担　　当：入札係
内　　線：1351、1353
直　　通：092-332-2102

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

１　指名停止措置業者　　岡山県岡山市北区内山下一丁目１番１３号
株式会社大本組　代表取締役社長　三宅　啓一

２　指名停止の期間　　令和８年１１月２４日から令和８年１２月２３日まで（１月間）

３　事実概要

当該業者は、九州地方整備局発注「令和６年度北九州空港滑走路延長用地造成工事」において、発注者と事前協議を行わないまま、排水工（地下水対策工、取付管工）および付帯施設工（照明施設工）にて、設計図書と異なる施工を行ったことにより発生した、過失による粗雑工事のため。

４　指名停止の理由

上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第１第３号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止１月間とする。

【指名停止等措置規程別表第１第３号（過失等による粗雑工事に該当）】

措置要件	期　　間
（過失等による粗雑工事） ３　前号に掲げるもの以外の工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から１月以上２月以内